

浜松市教育委員会会議録

- 1 開催日時 令和7年2月28日(金)
14時00分～16時06分
- 2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階
教育委員会室
- 3 出席状況
- | | |
|----------|---------|
| 教 育 長 | 宮 崎 正 |
| 教育長職務代理者 | 黒 柳 敏 江 |
| 委 員 | 田 中 佐和子 |
| 委 員 | 神 谷 紀 彦 |
| 委 員 | 鈴 木 重 治 |
| 委 員 | 下 鶴 志 美 |
- (職員)
- | | |
|-----------------|---------|
| 学校教育部長 | 奥 家 章 夫 |
| 学校教育部次長(教育総務課長) | 山 本 卓 司 |
| 学校教育部次長(教職員課長) | 河 合 信 寿 |
| 学校教育部参事(教育総務課) | 鈴 木 公 一 |
| 教育センター所長 | 青 島 治 道 |
| 教職員課採用管理担当課長 | 中 林 清 美 |
| こども家庭部長 | 吉 積 慶 太 |
| 幼保運営課長 | 大 橋 泰 仁 |
| 文化振興担当部長 | 嶋 野 聡 |
| 文化財課長 | 平 田 隆 |
- (事務局職員)
- | | |
|----------|---------|
| 教育総務課専門監 | 川 副 哲 士 |
| 教育総務課副主幹 | 澤 木 翔 |
| 教育総務課主任 | 藤 井 美 希 |
- 4 傍聴者 2名
- 5 議事内容 別紙のとおり
- 6 会議録作成者 教育総務課 藤井 美希

7 記録の方法 審議事項について発言者の要点記録
録音の有無 無

8 会議記録

(教育長) 令和7年2月28日の浜松市教育委員会を開催する。
傍聴についてはどうなっているか。

(事務局) 2人から傍聴申込をいただいている。

(教育長) 許可するという事によろしいか。

(異議なし)

(教育長) 許可する。ただし第11号議案、第14号議案から第16号議案まで、及び報告イについては、人事に関する案件であるため非公開で行うこととするが、よろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、一部非公開とする。

前回会議録の報告及び承認は回覧をもってお願いする。

本日の会議録署名人は、黒柳委員と神谷委員にお願いする。

会期は本日限りである。

本日は、議案が6件、報告が4件である。なお、第11号議案、第14号議案から第16号議案まで、及び報告イについては、非公開で行うため、予定するすべての議事の最後に審議する。

最初に、第12号議案「浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について」教職員課から説明をお願いする。

(教職員課) 議案の説明に先立ち、第12号議案について一点申し上げる。今回の規則改正は、1月の教育委員会でご審議いただいた浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴い実施するものである。3月の市民文教委員会において提案した条例案の審議が予定されており、審議後に公布、施行となる。同施行に合わせて下位法となる規則を定めておく必要があるため、本日条例の成立を前提として施行規則の審議をお願いするものである。

なお、職員給与に関する事項であるため、人事委員会にも審議をお願いしているところである。日程の都合上、教育委員会の審議後の審議となるが、既に人事委員会事務局には審議規則案を提示し内諾をいただいているため、本日の審議については、人事委員会の同意を前提としてお願いする。

それでは、第12号議案「浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一

部改正について」説明する。

まず、「提案理由」であるが、教育職員に対して災害応急作業手当の支給を可能とすることを条例で規定したため、当該手当の支給対象となる作業を定める規則改正を行うものである。

次に「改正内容」であるが、教育職員が被災地域に派遣されて行う連絡調整、避難所運営等の作業のうち、災害応急対策又は災害復旧のための作業として教育委員会が認めるものを手当支給対象とすることとする。今回の能登半島地震への対応については「令和6年能登半島地震に関連して被災地に派遣されて行う連絡調整作業、避難所運営作業及び物資管理作業」を教育委員会が認める作業とする予定である。

被災地においては、必要とされる作業が多岐にわたり、予測も困難なことから「教育委員会が認めるもの」と規定することで、その都度対象を検討することができるようにするものである。今後の災害派遣において手当支給対象の作業を決定する場合には、こうした教育委員会の場で報告をさせていただく。

最後に、施行期日についてであるが、この教育委員会規則は、公布の日の翌日から施行する。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(下鶴委員) 手当の支給額はいくらか。

(教職員課) 一日当たり 910 円である。

(教育長) その他ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

次に、第 13 号議案「第 4 次浜松市教育総合計画の策定について」教育総務課から説明をお願いします。

(教育総務課) 第 13 号議案「第 4 次浜松市教育総合計画の策定について」説明する。教育委員の皆様には策定委員会に関わっていただいたため、計画内容については既にご存知のことではあるが、概要について説明する。

まず、計画の概要であるが、本市のこどもの成長を願い、園・学校・家庭・地域が一体となって推進していく園・学校における教育活動やこどもの支援に関する施策・取組を体系的にまとめた計画になっている。

計画の位置付けであるが、教育基本法第17条第2項に基づく本市の教育の振興に関する計画である。

計画の期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間で、10年間で5年ごとの前期と後期に分けて計画を推進していくというものである。

計画の範囲と対象であるが、浜松市立の幼稚園、小中学校高等学校における教育活動を対象とし、計画の構成としては、三つの方針と五つの政策に基づき、25の施策を推進するものである。

本市の目指す教育であるが、本計画の基本理念を「描く夢や未来の実現」としている。計画のコンセプトであるが、「主体性」、「多様性・包摂性」、「信頼・協働」といった三つのコンセプトを設定している。目指すこどもの姿については、自分らしさを大切にすることも、他者と協働し、主体的に行動できるこども、自己調整しながら粘り強く取り組むこども、の三つを設定している。目指す教職員の姿としては、こどもの自分らしさを受け止める教職員、愛情と情熱、規範意識を持ち続ける教職員、専門性と指導力を磨き続ける教職員、と設定している。

5ページには、計画全体を図にしたものを体系図として表している。それ以降のページについては、個々の施策に基づく取組みを説明している。

この計画の策定に当たっては、委員の皆様にご尽力をいただいたことと合わせて、パブリックコメントやこども基本法第1条に基づく子供の意見聴取を行っていることを申し添える。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

次に、報告事項について説明をお願いする。

(報告)

- ア 令和7年度浜松市立小学校及び中学校の学級編制について (教職員課)
- イ ※非公開 (教職員課)
- ウ 「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」浜松市の結果(概要)について (教育センター)
- エ こども向け無形民俗文化財紹介動画の公開について (文化財課)

(教育長) ここから非公開案件を審議する。傍聴者及び関係課職員以外の皆様は退席をお願いする。

(中略)

(教育長) 以上で、本日の教育委員会を終了する。